

第105回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和4年5月13日（金）

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

香川県の現状

【1/13～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

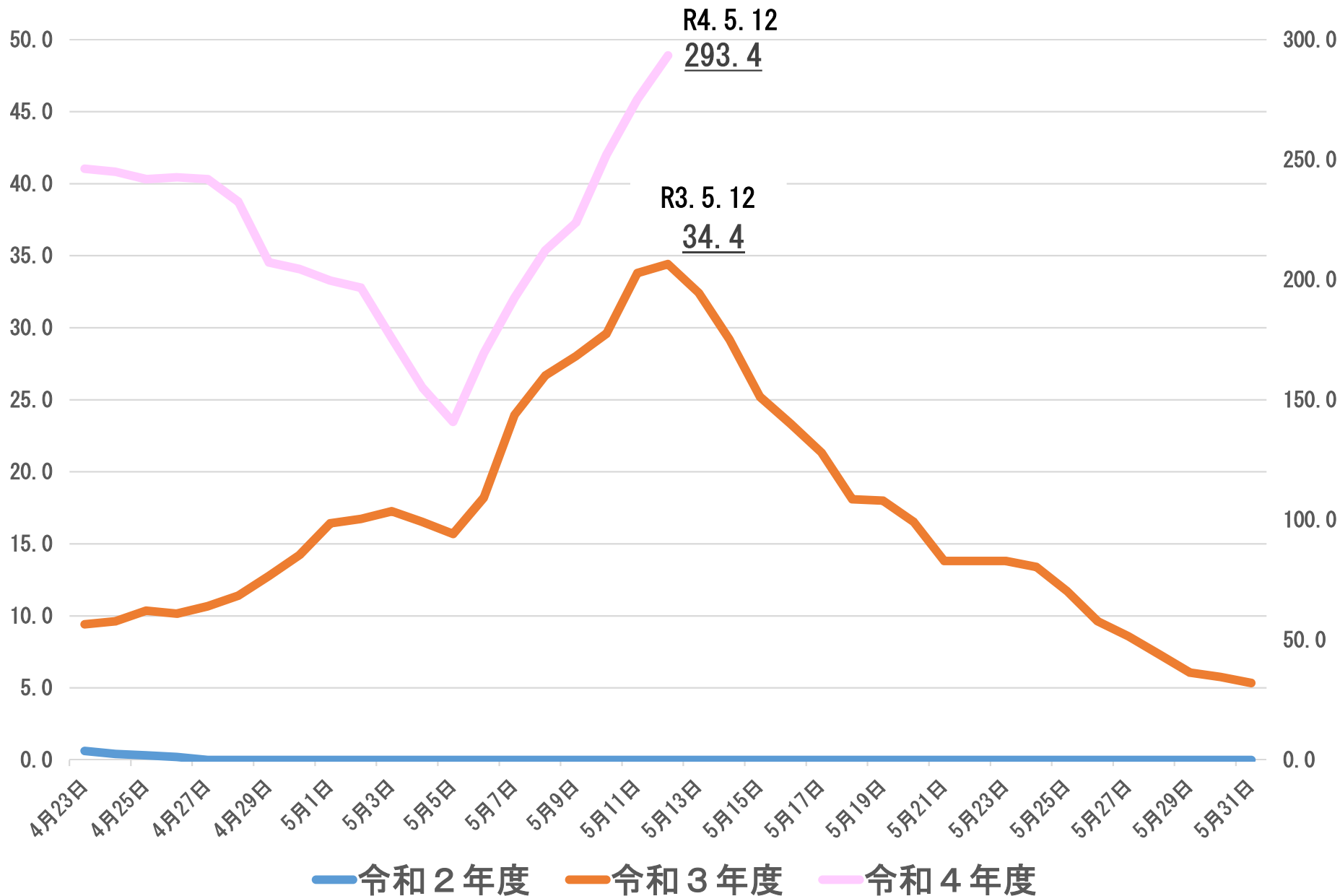
直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
5月12日現在	5月11日現在	5月12日現在	5月11日現在
2788人	2614人	1338人	1474人

5月 累積新規感染者数		4月 累積新規感染者数
5月12日現在	5月11日現在	
3704人	3384人	9558人

指 標		5月12日現在	5月11日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	22.9% <入院患者61人/病床266床>	21.8% <入院患者58人/病床266床>
	② // (重症確保病床使用率)	0.0% <重症者数0人/病床30床>	0.0% <重症者数0人/病床30床>
	③療養者数 (対人口10万人)	310.3人 <2949人 [入院67人、宿泊療養等2882人]> 10万人当たり	299.6人 <2847人 [入院58人、宿泊療養等2789人]> 10万人当たり
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	293.4人 <直近1週間(5/6~5/12) 2788人> 10万人当たり	275.1人 <直近1週間(5/5~5/11) 2614人> 10万人当たり

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

GW期間を含む感染状況（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数）



※令和4年度は右軸を参照

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い ～ お一人おひとりが高い意識を持って、感染防止対策の徹底を！ ～

現下の全国的な感染状況については、ゴールデンウィークの期間中、旅行や帰省などで人の移動が増え、また、会食の機会も多かったこともあり、新規感染者数が全体として増加傾向になっているものの、すでに減少している地域も見られるなど、感染状況の推移に差が生じています。

本県においては、4月下旬以降、新規感染者数は減少傾向にあったものの、ゴールデンウィーク後半の5月6日に、新規感染者数が400人を超え、5月7日には、510人と過去最多となるなど、再び増加傾向が見られる状況にあります。

一方で、感染者の内訳としては、30歳代までが全体の6割超と多く、ほとんどの方が無症状か軽症であるため、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は20%前後で推移し、重症確保病床使用率はゼロが続いていることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができていく状況にあるものと考えています。

しかしながら、ゴールデンウィーク期間中の人出が前年を上回るなど、接触機会が増加し、BA.2系統への置き換わりの影響もあり、全国的な感染者数の増加につながっているものと思われ、今後の感染状況を、引き続き、慎重に見極めていく必要があることを踏まえ、本県の対策期については、現行の「感染拡大防止対策期」を6月5日まで継続することといたします。

「感染拡大防止対策期」において、県民の皆さまには、次のとおり、お一人おひとりが、油断せず、引き続き、高い意識を持って、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

【感染拡大を止めるには一人ひとりの意識が^{かなめ}要】

- ・ 三つの密の回避や、人と人との距離の確保、不織布マスクの着用など基本的な感染防止策を徹底してください。
- ・ 手洗いや手指消毒、共用部分の消毒を徹底してください。
- ・ のどの違和感など普段と違う症状がある場合は、通勤、通学、外出等を控えてください。
- ・ 感染対策が徹底された「かがわ安心飲食認証店」などを利用してください。
- ・ 会食は同一グループの同一テーブル4人以内、2時間以内、会話時は不織布マスクを着用してください。

また、感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を5月末まで実施していますので、積極的にご利用いただくようお願いいたします。

重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方には、いつも会う人と少人数で会うようお願いいたします。

また、こうした方と会われる方には、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行っていただくなど、感染リスクを減らす取組みの徹底をお願いいたします。

学校や部活動におけるクラスターが、依然として発生していることから、児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、引き続き、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いいたします。

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力をお願いいたします。

ワクチン接種について、追加接種（3回目）には、低下した発症予防効果などを回復させる効果があり、オミクロン株に対する有効性も回復し、コロナ後遺症のリスクが低いとの報告があることなどが、国において示されていますので、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

【新型コロナワクチンの接種にご協力を】

- ・ 新型コロナに感染した場合、若い方でも重症化するケースがあり、いわゆる後遺症の心配もあることから、若い世代の方も早めの接種をご検討ください。
- ・ 5月末までの土日に、県庁21階の広域集団接種センターで接種を行っています。予約なしでも接種できますので、企業、団体の皆さまにおいても、この機会にぜひご検討ください。

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

また、ワクチン接種は、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守るよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年5月13日

香川県知事 浜田 恵造

**感染拡大防止対策期における
対策について
(1月13日～6月5日)**

令和4年5月13日

香 川 県

1 県民への協力要請①（法第24条第9項）

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
【別添1】（省略）：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう協力要請

1 県民への協力要請② (法第24条第9項)

- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、2時間以内とし、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
【別添2】(省略)：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添3】(省略)：新型コロナウイルス接触確認アプリ

2 事業者への協力要請等①（法第24条第9項等）

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添2】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添4】（省略）：今後における適切な感染防止策
【別添5】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添6】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼

2 事業者への協力要請等②（法第24条第9項等）

- 飲食店に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

3 イベント等の開催（法第24条第9項）

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請

また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請

【別添7】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

○学校における対応について

5月16日(月)~6月5日(日)の間、下記のとおり対応し、学校における感染拡大防止の徹底を図るよう、県立学校長に通知する。市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

【感染症対策について】

- 感染拡大防止に向け、「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- 学校や家庭生活において児童生徒が心掛ける取組みをまとめたチェック表を活用するなど、マスク着用や手洗い、換気などの基本的な感染症対策を行うよう、児童生徒に促すこと。
- 今後の対策の参考となる事例を取りまとめた事例集（「学校関連の過去の感染事例から」）を参考に、各学校の状況を踏まえた対策強化を行うこと。
- 児童生徒・教職員は、風邪症状等がないか毎日の健康観察を家庭で行うとともに、本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校等を控えるよう周知すること。
- 感染者及び濃厚接触者等に特定された場合は、本人や保護者から学校へ速やかに連絡するよう協力依頼し、学校は連絡体制を整備しておくこと。
- ワクチン接種を受ける又は受けないことによって差別等が起きることがないように留意するとともに、希望する児童生徒等が接種を受けることができるよう、医療機関等でのワクチン接種や、接種後の発熱等の際については、欠席とはせず出席停止とするなど環境整備に努めること。
- 児童生徒等に感染者が発生した場合の「学校感染対策検査実施事業」については、より早く検査結果を把握できる抗原定性検査（特別支援学校は従来どおりPCR検査）により行うとともに、フローチャート（別添）に沿って、感染者数や、同一学級におけるこれまでの感染状況に応じて、迅速に学級閉鎖等の臨時休業を行うなど、学校医と相談の上、感染拡大の防止を図ること。

【部活動について】

区 分		実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	○
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	○

- ・練習実施計画書や報告書、体調管理チェックシートによる管理など「部活動実施マニュアル」を遵守し感染症対策を徹底する。
- ・部活動で活動した生徒等に感染が判明した場合は、学校感染対策検査実施事業（抗原検査）等により、当該部活動の部員の検査を行い、結果が判明するまでは活動は行わない。大会等への参加については、大会主催者が定める参加基準に従うとともに、抗原検査等で陰性を確認し、健康観察を徹底のうえ、参加を認める。
- ・同一部活動で3人以上の感染が判明した場合は、原則として、自校のみの練習(ア)及び県内外の他校との交流(イ、カ)については、2日間活動を停止する。
- ・同一部活動で5人以上の感染が判明した場合は、上記の練習等（ア、イ、カ）の停止期間を3日間とし、その再開にあたっては、あらためて抗原検査等を行い、陰性を確認する。

【特別活動等について】

- ・修学旅行等の宿泊を伴う活動については、訪問先の感染状況や感染防止策等を勘案したうえで、実施の可否を検討すること。実施にあたっては、入念な健康観察をはじめ適切な感染防止策を十分に講じること。
- ・五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団宿泊学習は、「集団宿泊学習感染症対策マニュアル」による感染症対策を徹底したうえで、受入れを行う。

○香川県高等学校総合体育大会(県高校総体)について

応援者や観客の入場について、次のとおり対応するなど、感染症対策を徹底したうえで開催する。

【主な対応（今後の感染状況によっては、関係機関と調整のうえ、見直す場合もある。）】

- ・ 競技会場への入場時の検温の実施、マスクの常時着用、手指消毒の励行など、基本的な感染症対策を徹底する。
- ・ 風邪等の症状がみられる場合や、37.5℃以上の発熱がある場合は入場を認めない。
- ・ 観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客数を制限するなどの対応を行う。
- ・ 屋内競技の競技会場においては、適切な換気の実施を徹底する。
- ・ 競技会場内については、声を発する応援や吹奏楽等による応援は行わない。
- ・ 競技ごとの大会要項等に記載された感染症対策を厳守する。

【開催期間】

5月28日（土）～6月11日（土）

（開催日 5月28日（土）、29日（日）
6月4日（土）、5日（日）、6日（月）、11日（土））

県立学校（中学校・高校）における学級閉鎖等の臨時休業と検査の実施について

学級内で感染者が判明
⇒感染者は、出席停止



○下記の基準により学級閉鎖等の臨時休業を実施

同一学級での感染状況	感染者数	休業日数
5日以上感染者なし	1人	1日
	2人以上	2日
4日以内に感染者あり	1人	2日
	2人以上	3日

(感染の拡大状況によっては、学年閉鎖や学校全体の臨時休業を行う。)

○抗原定性検査キット（学校感染対策検査実施事業）による検査を実施

⇒陽性と判定された生徒等は、医療機関を受診



状況を確認したうえで再開

※ 特別支援学校については、引き続き、原則3日の臨時休業とPCR検査を行う。

感染拡大防止

対策期

(1月13日～6月5日)